

一般社団法人グリーンファイナンス推進機構
コンプライアンス行動規範

この行動規範は、本機構で働くすべての役職員が、業務の遂行に当り、法令等を遵守して行動するための基本的なルールを定めたものであり、役職員はこの行動規範を基本とした上で、高い倫理観と自己規律に基づいて、日常の業務の中で、コンプライアンスを実践するように心掛けます。

1 法令等の遵守

私たちは、本機構の社会的責任と公共的使命を常に認識して、法令等を遵守し、誠実かつ公正な業務遂行に努めます。

2 不当な要求への毅然とした対応

私たちは、暴力団などの反社会的勢力とは取引関係も含めて、一切の関係を遮断します。また、違法・不当な要求に対しては、毅然とした態度で対応します。

3 インサイダー取引の未然防止

私たちは、株券等の売買等について、インサイダー取引その他の不正がないように十分な注意を払います。

4 関係者との節度ある関係

私たちは、関連事業者や国・地方公共団体等の職員との接触に当っては、社会通念や国家公務員倫理法・条例などに照らし疑念を招くことのないよう、公正な関係を保ちます。

5 機密情報の保持

私たちは、本機構又は相手方の業務上の機密情報を適正に取り扱い、厳正に管理します。

6 人権・人格の尊重

私たちは、性別、出身、身体的条件、雇用形態などによる差別や嫌がらせを防止し、個々人の人格・人権を尊重します。

7 環境に配慮した行動

私たちは、社会全体に関わる環境問題に関心を持ち、環境に配慮した行動を行います。

8 風通しの良い職場づくり

私たちは、お互いに必要な情報を共有するとともに、自由に発言や議論を行える風通しの良い職場づくりに努めます。

以上